

**農業経営基盤の強化の促進に関する
基 本 的 な 構 想**
(農業経営基盤強化促進基本構想)

令和5年9月一部改正

木津川市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 平成19年3月12日、相楽郡木津町、同郡加茂町及び同郡山城町合併により誕生した木津川市は京都府最南端に位置し、やや雨量は少ないが温暖で農耕に好適の立地条件を生かして水稻や茶、たけのこ等の土地利用型作物を基幹作物として、野菜、果樹、花卉等多様な作物が栽培されている。

今後は、基幹作物である水稻、茶、たけのこ等の経営コスト低減を図るとともに、イチゴ、ナス、イチジク、ごぼう、花卉や軟弱野菜を始めとする特産物の一層の産地化を図るとともに、水菜、えびいもを始めとする京都府ブランド野菜の生産拡大に努める。そのため、市場出荷をはじめ、立地条件を活かした地産地消の推進に向けた産地直売、朝市、夕市でのふれあいを重視した流通経路への変換を図る。また、関西文化学術研究都市の一翼を担う木津川市の社会特性を最大限に發揮し、産官学民による農業・商工業の共同、連携した組織づくりを通じ、新たな農産物の加工や流通・販売の開発による農業生産の拡大・向上や流通体制の確立、強化さらに新規就農者の雇用の促進を図り、農業の活性化を推進する。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、都市近郊型農業の発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農業地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 木津川市の農業構造については、昭和40年代頃から大都市圏に囲まれた社会的立地条件に伴い兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

また、一部の農業集落では、農業就業人口の高齢化に併せて就業人口の減少と農地の遊休化が進み、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れが危惧される。

3 木津川市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、木津川市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地

域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり400万円）年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、またこれらの経営が木津川市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき具体的な経営の指標は、農業経営で生計が成り立つことに相当する年間農業所得250万円、年間労働時間2,000時間程度の水準を実現できるものとする。

- 4 木津川市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、木津川市は、近隣市町村とともに、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等との支援体制を強化し、十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、木津川市地域農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の木津川市地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化、連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体、法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し

合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者等の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者等の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。また、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農協と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、木津川市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者等への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、木津川市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした農業基盤整備事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者等にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観

点から十分な検討を行う。

5 木津川市は、木津川市地域農業再生協議会において、認定農業者等又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支店単位の研修会の開催等を農業改良普及センターの協力を受けつつ行う。

6 農産物の規制緩和傾向の強まりから、産地間競争の一層の激化や農産物価格の低下が進行している。

このような状況の中、産地間競争力を高めるため、農産物の販路拡大を目指し、畑作の経営体質強化やその生産物の流通・販路体制を整備する必要がある。

また、地域特性を活かした農産物の生産と加工を支援し、付加価値向上を促進とともに、市独自のブランド化を進め、消費者と連携した地産地消を促進する必要があり、その拠点として新たな農産物直売所の整備を促進し、規模、運営主体、運営方法などについては、行政、生産者、商工業者を始め、関係各種団体等の協働による組織を立ち上げ検討を行う。

更に、生産・加工・流通（販売）の一本化や農業と第2次・第3次産業の融合等による地域ビジネスの展開や新たな事態の新たな業態の創出を図る必要があることから、今後、農業・農村の6次産業化を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標（年間農業所得400万円）

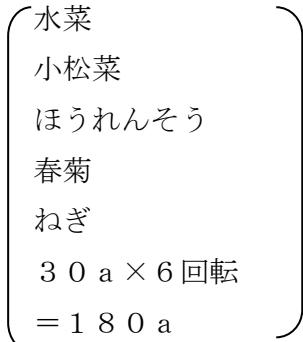
第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に木津川市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、木津川市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

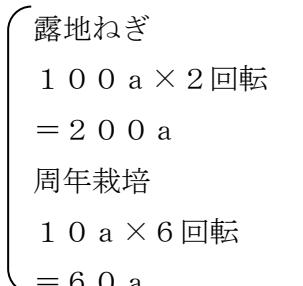
[個人経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 茶	水稻 100a かぶせ茶 200a	製茶機械倉庫 可搬式摘採機 可搬式整枝機 防霜ファン 製茶機械 (120K型1ライン) 田植機 1台 コンバイン 1台 トラクター 1台 管理機 1台	複式簿記記帳により経営 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻	水稻 100a	てん茶工場	複式簿記記帳により経営	休日制の導入
+	てん茶 300a	てん茶製造ライン一式	青色申告の実施	農繁期における臨時雇用従事者
茶 他	茶加工 300a	倉庫		者の確保
	タケノコ 20a	可搬式摘採機 可搬式整枝機 防霜ファン 製茶機械 (120K型1ライン) 田植機 1台 コンバイン 1台 トラクター 1台 管理機 1台		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 施設野菜	水稻 50 a 軟弱野菜周年栽培 ほうれんそう 20 a 春菊 10 a 水菜 10 a ねぎ 10 a 50 a × 6回転 = 300 a	田植機 1台 コンバイン 1台 トラクター 1台 管理機 1台 冷蔵庫 1台 動力噴霧器 1台 倉庫、作業場 一式 軽トラック 1台 灌水設備 パイプハウス 50 a	複式簿記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜	軟弱野菜周年栽培  水菜 小松菜 ほうれんそう 春菊 ねぎ 30a × 6回転 = 180a	トラクター 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 倉庫、作業場 一式 軽トラック 1台 冷蔵庫 1台 灌水設備 パイプハウス 30a	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 + 露地野菜	軟弱野菜ねぎ周年栽培 260a  露地ねぎ 100a × 2回転 = 200a 周年栽培 10a × 6回転 = 60a	管理機 1台 トラクター 1台 軽トラック 1台 冷蔵庫 1台 動力噴霧器 1台 洗浄施設機械、作業場 パイプハウス育苗 10a	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施。	休日制の導入 農繁期における雇用従事者の確保

[組織経営体]

営農類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶	かぶせ茶 2, 000a	製茶機械 (120K型2ライン)	複式簿記記帳により経営 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保
茶	てん茶 500a 茶加工 300a	てん茶工場 てん茶製造ライン一式 倉庫 可搬式摘採機 可搬式整枝機 防霜ファン	複式簿記記帳により経営 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標（年間農業所得概ね250万円）

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に木津川市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、木津川市における青年が目標とすべき主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個人経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶	かぶせ茶 250a	製茶機械倉庫 可搬式摘採機 可搬式整枝機 防霜ファン 製茶機械 (120K型1ライン)	複式簿記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜	軟弱野菜周年栽培 水菜 春菊 ほうれんそう 計 30 a × 6回転 $= 180 \text{ a}$	管理機 1台 トラクター 1台 耕運機 1台 動力噴霧器 1台 冷蔵庫 1台 倉庫、作業場 一式 軽トラック 1台 灌水設備 パイプハウス 30 a	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 + 露地野菜	軟弱野菜ねぎ周年栽培 200 a 露地ねぎ 100 a × 2回転 $= 200 \text{ a}$	管理機 1台 トラクター 1台 軽トラック 1台 冷蔵庫 1台 動力噴霧器 1台 洗浄施設機械、作業場 パイプハウス育苗 10 a	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施。	休日制の導入 農繁期における雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻	水稻 50a	管理機 1台	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る	休日制の導入
+	露地栽培	トラクター 1台		農繁期における雇用従事者の確保
施設野菜	なす 5a	田植機 1台	青色申告の実施	
+	たけのこ 20a	コンバイン 1台		
露地野菜	施設栽培 水菜、春菊、ほうれんそう 等軟弱野菜計10a 10a × 3作 = 30a	軽トラック 1台 冷蔵庫 1台 動力噴霧器 1台 洗浄施設機械、作業場 パイプハウス 10a		

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶	かぶせ茶 1,000a	製茶機械 (120K型2ライン)	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における雇用従事者の確保
茶	てん茶 250a 茶加工 100a	てん茶工場 てん茶製造ライン一式 倉庫 可搬式摘採機 可搬式整枝機 防霜ファン	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における雇用従事者の確保

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

(1) 総論

木津川市の特産品である水稻、茶、たけのこなどの農産物を安定的に生産し、木津川市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

(2) 就農希望者に対する受入体制

新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

(3) 多様な担い手の確保・就業環境の整備等

農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、木津川市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 木津川市が主体的に行う取組

(1) 受入

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

(2) 定着

就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

木津川市が主体となり、府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう木津川市は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

（3）青年等就農計画～農業経営改善計画

新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や府による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①府農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

②個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、府及び京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、府及び京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）等の関係機関へ情報

提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2・第2の2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア：25.0% なお、面的集積についての目標については、農地中間管理事業を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

木津川市では、米を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者等を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部耕作されていない農地が近年増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集団化（集約化）の将来の農地利用ビジョン

木津川市では分散農地の解消策を講じているが、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じ、大規模農家ですら大量に離農する可能性が高い。

また、今後10年で離農等により相当数の農地が荒廃農地になると考えられ、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ平坦地も含め5割程度の農地が荒廃農地化し、木津川市の基幹産業である農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、認定農業者等を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導するなどとともに、農用地利用改善団体等を育成し、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、木津川市の農地の効率的利用を目指し、もって基幹産業である農業の振興を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

木津川市の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ① 認定農業者等、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ③ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施
- ④ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入

農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体と連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや地域特産物の生産に活用するエリア等の設定を促進するとともに、再生が困難な

荒廃農地や荒廃農地化が危ぶまれる農地については、地域の話し合いを通じて、計画的な植林などの粗放的管理も視野に入れた農地保全等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

木津川市は、京都府が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」に定められた方向に即しつつ、木津川市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むため、次に掲げる事業を行う。

- 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- 2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 3 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 4 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ア 平坦部の農地においては、今後、ほ場整備事業の計画が進められる見込みのなかで高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地の集団化を重点的に進める。特に、換地と農地中間管理事業の仕組みを一体的に推進し、土地改良区の主体的な取り組みによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。
- イ 茶生産地域についても、共同製茶工場や共同機械の導入、更には新規茶園の造成等による生産費と労力の低減による収益性の向上を図る。

以下、各個別事業ごとに述べる。

- 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期

地域農業に関わる者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻、茶、たけのこ等の農繁期を除いて開催時期を設定することとし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

(2) 協議の場の参加者

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農業会議の現地推進役、農地中間管理機構、土地改良区、京都府、その他地域住民などの関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(3) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで京力農場プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(4) 地域計画の策定に向けた進め方

市は、地域計画の策定に当たって、府・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画の実行に際しては、目標地図に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

木津川市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適當であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2) に規定する区域内の農用地の効率的かつ統合的な利用を図るために作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ統合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

- イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者等とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者等に対する農用地の利用の集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、法の基本要綱参考様式第6－1号の農業経営改善計画認定申請書を木津川市に提出して、農用地利用規程について木津川市の認定を受けることができる。
- ② 木津川市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者等の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 木津川市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を木津川市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営

む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 木津川市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者等と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者等（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 木津川市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 木津川市は、(5) の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、木津川市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

木津川市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るために農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施

する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

木津川市は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 木津川市は、ほ場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 木津川市は、経営構造対策事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 木津川市は、産地経営構造改革方針の実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図るとともに、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 木津川市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

木津川市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、木津川市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、木津川市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成 21 年 10 月 14 日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成 22 年 5 月 25 日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成 24 年 9 月 20 日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成 27 年 9 月 3 日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和 5 年 9 月 30 日から施行する。

- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。